

せっぺ翔べ

【第16号】

令和6年7月

目次

- 令和6年度 通常総会開催…………… 1
- セミナー・研修会…………… 2
- 事業所拝見「せっぺ翔べ わが社」…………… 3
- 辻先生の労働講座6…………… 5
- シリーズ鹿児島の祭り…………… 7



題字 宮里一葉



「開間岳の夏空」
写真提供：©K.P.V.B

令和6年度 通常総会開催

令和6年度通常総会が、6月19日(水)ホテル自治会館にて開催されました。
総会には、社労士会員18名が出席(委任状64名)し、会の運営に関して議論いたしました。
審議の結果、議案第1号・第2号ともに原案通り承認されました。
通常総会の審議事項は以下の通りです。

(1) 第1号議案

令和5年度事業報告及び一般会計決算報告承認に関する件(監査報告)

(2) 第2号議案

令和6年度事業計画(案)及び一般会計収入支出予算(案)審議に関する件

(3) その他



「年収の壁」研修会(令和6年2月22日)

<第1部>テーマ:どうなる?年収の壁

講師:社会保険労務士 辻孝男氏(当センター会員)

<第2部>テーマ:年収の壁・支援パッケージ

講師:社会保険労務士 立山圭一郎氏(当センター会員)

この研修会の受講料及びDVD収益を当センターの寄付も含め、令和6年度能登半島沖地震災害義援金として寄付いたしました。

寄付の詳細は右の通りです。

研修会受講料及びDVD収益	54,000 円
当センターからの寄付金	16,000 円
寄付総額	70,000 円



定額減税・助成金概要研修会(令和6年5月9日)

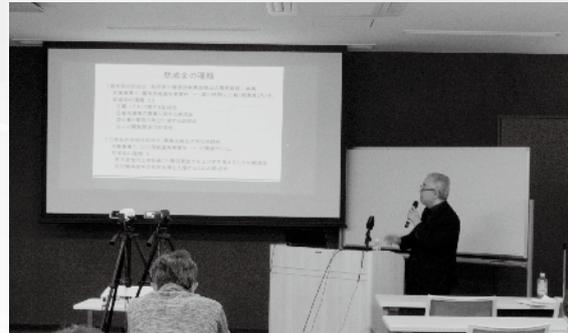
<第1部>テーマ:定額減税実務対応セミナー

講師:税理士 稲本ちほみ氏

<第2部>テーマ:令和6年度の助成金概要

講師:社会保険労務士 増元正忠氏

会場、オンデマンド、DVD受講合わせて50名近くの方に参加していただきました。事業所の担当者から社会保険労務士まで、幅広い方に参加いただき、関心の高さがうかがえました。



給与計算実務セミナー(令和6年5月28日)

給与計算実務セミナーを2年ぶりに開催いたしました。

講師は前回に引き続き社会保険労務士の辻孝男氏。

毎回好評を頂いているセミナーで、今回も皆様、熱心に受講されていました。



お知らせ

全国社会保険労務士会連合会 “社会保険労務士向け”・“関与先企業向け” 「使用者賠償責任保険制度」のご案内

(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

関与先企業向け
サイバーリスク保険 募集中!!

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先(提携募集代理店):東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)公務広域法人部

〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階

・電話番号 カルガイヤル 0120-015-466 IP電話からは03-4332-4010(受付:平日9時~17時)

・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

事業所拜見



せっぺ翔べわが社

木藤製茶

〒899-2701

鹿児島県鹿児島市石谷町1170

代表 木藤 宏

TEL 099-278-4101 FAX 099-278-3220

「木藤製茶」は、昭和8年鹿児島市の西部石谷町(旧松元町石谷)で初代の祖父がお茶工場を操業しました。

旧松元町は、標高180mあり寒暖差が大きく霧が発生する地域です。寒暖差により新芽がじっくり・ゆっくと育つことでおいしいお茶の産地と言われてきました。

現在の工場は、自宅敷地内にあった旧工場が手狭になったため、昭和58年に市道沿いの現在地に移動しました。

現在は、茶畑約3haでお茶を栽培しています。またお茶の販売も行っています。

販売は、自社工場のほか、お茶の里(鹿児島市春山町)・泉石蔵(鹿児島市犬迫町)・小山田ふれあい館(鹿児島市小山田町)でも販売しています。

お茶の種類としては、煎茶・玄米茶・粉末緑茶・粉末桑茶を取り扱っています。

地元のお客様をはじめ全国各地のお客様にもご愛顧いただいています。

ペットボトルのお茶も美味しいですが、ゆっくり急須でお茶を入れて一服してみてください。気持ちが落ち着きます。

これからも、安全でおいしいお茶を販売していきたいと思っています。





お茶の袋詰め作業



玄米茶



煎茶200g入り



煎茶500g入り



粉末緑茶



粉末桑茶50g入り



粉末桑茶100g入り

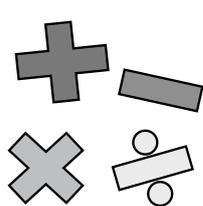


煎茶(新茶パッケージ)

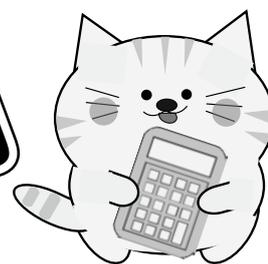
あるある相談室給与計算(割増賃金編)

辻先生の
労働講座

6



Q&A



Q1 残業代は1分単位で計算して支払わないといけないのですか？

A1 もとより労働時間は、1分単位で記録する必要があります。例えば、ある日の時間外労働時間(いわゆる残業時間)が15分であっても、それに対する割増賃金を支払わなければなりません。

ただし、1か月の時間外労働の時間数の合計に、「1時間未満の端数がある場合に30分未満を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる」とは認められています。

プラスひと言…

では、「タイムカードの打刻時間」どおりに計算しなければならないか…というと、一概にそうとは限りません。タイムカードの打刻時間は、あくまでも「入社・退社」の時刻であるため、「その時刻から、或はその時刻まで、仕事をしていたかどうか」を管理者が確認する必要があります。

無用なトラブルを避けるためにも、残業を行うことを本人任せにせず、「残業は、従業員の方からの申告又は上司からの命令による」とするルールを職場で共有するようにしましょう。

Q2 割増賃金の計算の基礎となる「時間単価」は、基本給以外の手当も含めて算定するのですか？

A2 時間給者の場合は、他に固定的手当がなければ、単純にその金額が時間単価となりますが、月給者の場合は、基本給や固定的手当など毎月決まって支給する給与を1か月の平均所定労働時間で割って、時間単価を算定することになります。

ただし、固定的手当のうち、①家族手当、②通勤手当、③住宅手当、④別居手当及び⑤子女教育手当については、「その算定上除くことができる」とされています。

プラスひと言…

なお、扶養家族数に関係なく一律に支給される家族手当、通勤距離や通勤費用にかかわらず一律に支給される通勤手当、住宅の形態にかかわらず全員に一律で支給される住宅手当は、時間単価の算定上除くことができません。

Q3 毎月決まった額の「固定残業手当」で残業代を支払うことは違法ですか？

A3 あまり望ましい方法とは言えませんが、特に違法とはされていません。ただし、次のルールは守らなければなりません。

- ①固定残業手当が「何時間分の残業代」であるかを明確にし、そのことを支給対象者に書面等により明示しておくこと。
- ②①の時間を超えた時間外労働については、別途、時間外手当を支払うこと。
- ③仮に実際の残業代が手当額に満たない場合であっても、全額支払うこと。

プラスひと言…

また、基本給や営業手当などに固定残業給を含めることも可能ですが、この場合は、上記に加えて「通常の労働時間に当たる部分」と「割増賃金に当たる部分」を明確にしておく必要があります。

Q4 管理職には残業代を支払っていません。何か問題がありますか？

A4 労働基準法上、「管理・監督者に該当するものは、労働時間、休憩、休日の規定は適用しない」とされており、これに該当する場合は、時間外労働及び休日労働に対する割増賃金を支払う必要はありません。

ただし、「管理職＝管理・監督者」となるわけではありません。管理・監督者扱いとするためには、その名称にかかわらず、①高度な労務管理権限がある（経営者と一体的な立場にある）こと、②勤務時間に自由性がある（出社時間や退社時間に裁量性がある）こと、③残業時間等に見合った十分な給与や賞与が支払われていることなど、一定の要件を満たしていなければなりません。

プラスひと言…

なお、管理・監督者に該当する方であっても、深夜業（午後10時から翌朝5時までの業務）に従事させた場合は、深夜に係る割増賃金（割増率25%以上）の支払は必要です。

Q5 週休2日制で、どちらも出勤した場合の割増率はどうなりますか？

A5 時間外労働の割増賃金に係る割増率は25%以上（月60時間を超える部分は50%以上）、休日労働の割増賃金に係る割増率は35%以上とされています。

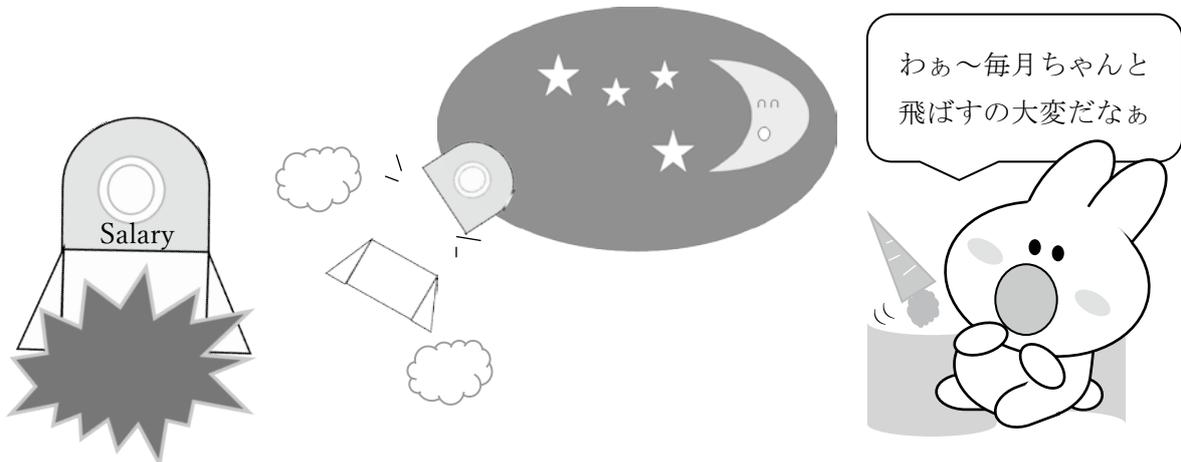
この場合の「休日労働」とは、法定休日に労働した場合を指します。

法定休日は、原則として1週間に1日とされているため、週休2日制の場合は、「どちらが法定休日か」によって割増率が異なることになります。

法定休日は、あらかじめ就業規則等で定めておくこと（例えば、毎週日曜日を法定休日とする、など）が望ましいとされていますが、週休2日制で、特に法定休日を定めておらず、どちらも出勤した場合は、原則として、後の方を法定休日として扱うことになります。

プラスひと言…

「1週間」とは、日曜日から土曜日までをいいますが、就業規則等で別段の定め（例えば、月曜日から日曜日まで、など）がある場合は、その規定によります。



文・イラスト 社会保険労務士 辻 孝男



題字 宮里 一葉

南さつま市 きんぼう 金峰町高橋 たまた 玉手神社

ヨッカブイ 高橋十八度踊り



ヨッカブイ・高橋十八度踊りは毎年8月22日頃、玉手神社に奉納される水神祭りである。

ヨッカブイとは「夜着被り」のなまったもので、頭部にはシュロの皮の被り物で顔を覆い、着物型の夜着の中綿を抜いたものをだらりと纏った異形の神である。ヨッカブイは手に笹竹とカマギ（カマス）を持ち、甲高い鐘の音と共に現れ、「ヒョーヒョー」と奇声を上げながら幼い子供たちを追い掛け回し、拳句の果ては泣き叫ぶ子供を手にしたカマスに入れてしまう。子供にとってこの妖怪は恐怖以外の何物でもないが、実はこの一連の動作は水難事故から子供を守りその無病息災を願うためのものであった。

仮面神ヨッカブイはガラツパ（河童）から来ているものだと云われ、ヨッカブイが踊る十八度踊りは河童相撲の相撲甚句18番踊りであったと伝わる。古来この地区は水難に悩まされてきた。ヨッカブイの出自が河童ということは、人々が水の神として崇めたとしても不思議ではない。ヨッカブイ・十八度踊りに相撲の行事はシッチドン（水神）を祀り水難の防止と五穀豊穰を祈願する祭りである。

ヨッカブイは国選択無形民俗文化財、高橋十八度踊りは南さつま市指定無形民俗文化財であり、高橋十八度踊り保存会が保護団体として今も伝統を守り続けている。



写真提供：南さつま市

鹿児島SR経営労務センター

編集 会報編集委員会 発行人 山野 高廣
〒890-0056 鹿児島県鹿児島市下荒田1-41-8 ユーミーリンクビル202
Tel:099-258-4466 Fax:099-202-0484